

広報 ななみおくに

町の人口

1月末現在

総人口 5,997人

男 2,881人

女 3,116人

世帯数 1,372戸

発行 南小国町役場 TEL 2-1111 印刷 白木印刷株式会社 TEL 62-1255

No. 112



写真交通安全対策室提供

3月号

皆なで無くそう交通事故

小国署管内における地区別事故発生状況

区分	地区	宮原	上田	黒淵	北里	下城	赤馬場	中原	満願寺	計
発生	46	40	4	5	7	15	22	2	28	123
	47	22	3	2	3	27	22	3	29	111
死亡	46									0
	47						1	1		2
傷者	46	28	1	1	4	8	25	1	16	84
	47	14	2	1	0	22	18	6	6	76

小国警察署資料提供

- ◎ 春の交通安全運動
四月六日～四月十五日 …… ①
- ◎ 完成された農協事務所 …… ②
- ◎ 年金制度について …… ③
- ◎ 児童手当について
その他お知らせ …… ④

完成された 農協事務所

総工費、約四九、九八三千元。

明るい間取りの二階建の農協が着工以来、七ヶ月有余の期間で完成されました。

皆さまには長い間御迷惑をおかけいたしました。今後は皆さんと共に農村の繁栄と、ひいては町作りに貢献するものであります。

事務所御案内

一階は、農業指導部及び預貯金係の一般事務室になっており、裏側にくらしのセンターと名づけ主に食品物の販売を行なっています。又、二階には大・小の会議室が設備され結婚式所にも御利用できます。

南小国農協落成を感謝す

南小国町もだんぐと人口の減少で過疎の波がおしよせて六千人の人口も割り、八百戸の組合員の皆様のたのみとし、よりどころとする農協も余りにも貧弱で火災や盗難の心配も大きく、加えて肥後銀行の市原引揚げで南小国唯一の金融機関として其の使命も重くなり、昨年の五月総会で御許を得て七月入札をし、宮木工務店が落札して七月より工事にかけ、其の間組合員の皆様には大変迷惑をおか

けしましたことを深くおわび申し上げます。幸い無事工事本年二月終り、事務を開始しました故、組合員皆様の全利用のほど御待ちしております。此の間工事に当り、南小国町よりも本体工事及付帯工事千二百一十一万の内四十一の多額の補助をいただき、其の上、備品代として河津計助様を始め多数の方々から二百万円ばかりの特別の寄附を仰ぎて完成し、総工費四千八百万円で出来上りました。厚く御礼申し上げます。然し乍ら役

場も農協も学校も近代化した家になつても、地域住民の福祉と繁栄につながるべく農協も、指導部の強化をはかり、今農協も今専門部会を設立して、各部門を専門的に研究して生産性の向上を図り、所得の増大と生活の安定を、南小国組合員の皆様の幸せな生活生計のきます農協も努力いたします故今後の御指導と御協力を御願ひ申上ります。重ねて今農協も八億円目標に貯蓄の推進中で宜しく御協力



皆さまの農協が完成されました



改善された事務窓口



食品お購求めの方はくらしのセンターで

年金制度は通算されます

わが国には、現在八種類の年金制度があり、その人の職業により加入する制度が異なっています。すなわち、会社や工場に勤める人は厚生年金保険に、船舶や漁船の乗務員は船員保険に、農業や自営業を営む人は国民年金に、官公庁に勤める公務員や公共団体の職員は各種共済組合に加入することになっており、すべての国民がいずれかの年金制度に加入する国民皆年金の体制がしかれていました。

これらの年金制度においては、いずれも老後の所得保障を目的とした老令年金または退職年金が年金給付の中心となっていますが、老令（退職）年金を受けるためには、二十年もしくは二十五年という長期間その制度に加入していることが条件となっています。

したがって、ひとつの年金制度において老令（退職）年金を受けるために必要な加入期間を満たす前に転職等により他の年金制度の

加入者となった人は、いずれの年金制度からも老令（退職）年金がうけられないということになってしまします。これでは、せっかくの国民皆年金体制は名ばかりで、実効を伴わないこととなります。

で、各年金制度の加入期間を合算して一定の加入期間があるときは、各年金制度からそれぞれの加入期間に応じた通算老令年金または通算退職年金を支給することによって老後の所得保障をすることとしています。これが通算年金制度です。

一、加入期間が通算される年金制度は、次の八種類の公的年金制度です。

- (1) 厚生年金保険 (2) 船員保険
- (3) 国民年金 (4) 国家公務員共済組合 (5) 地方公務員等共済組合
- (6) 私立学校教職員共済組合 (7) 公企企業体職員等共済組合 (8) 農林漁業団体職員共済組合

二、通算の対象となる加入期間は原則としてひとつの年金制度の加

入期間が一年以上あり、かつ、昭和三十六年四月一日以後の加入期間でなければなりません。が、厚生年金保険と船員保険の加入期間は、同日以後にいずれかの年金制度に加入すれば、同日前の加入期間も通算の対象となる加入期間となります。

ただし、脱退手当金を受けました期間は除かれます。また、国民年金の任意加入の対象とされているサラリーマンの配偶者や、すでに老令年金、退職年金、恩給などを受けている方とその配偶者で、国民年金に任意加入しなかった期間があるときは、その期間も通算の対象となる加入期間となります。

このほか、昭和三十六年四月一日において、現に加入していた共済組合制度の同日まで引き続く加入期間は、通算の対象となる加入期間となります。

三、通算老令年金の受給要件については、厚生年金保険の加入期間が一年以上あつて、(1)各年金制度の加入期間と合算して二十五年以上あるか、(2)国民年金制度以外の加入期間と合算して二十年以上あるか、または、(3)他の年金制度から老令年金、退職年金または恩給などを受ける資格がある場合には通算老令年金の受給資格期間を満たしていることとなります。

たしていることとなります。

なお、この受給資格期間の二十五年については、昭和五年四月一日前に生まれた人は、年令に応じた十年から二十四年までの短縮措置がとられています。

通算老令年金の支給開始年令は、厚生年金保険など被用者の年金制度は六十才から、国民年金は六十五才からです。なお、厚生年金保険では、在職者でも六十五才に達すれば通算老令年金が支給されます。受給要件を満たしたときは、早めに入用していた各年金制度に請求手続きをいたしましょう。

ボクたちにも教えて

消火器の操作を学習する

市原小学校 児童達

春の全国火災予防運動が二月二十八日、より三月十三日まで実施

されます。このシーズンになるとフェン現象により空気が非常に乾燥して火災の発生率が全国的に高くなっています。この時期を皆さんといっしょに火事による災害を一件でも無くすよう協力一致願うものであります。

◎あなたの御家庭の消火器はいつでも使用できますか、使用不能

なものや早めに詰かえて下さい。

◎水一杯のくみおきを忘れずに寝る前の戸締りと、かまどの点検は日頃の心がけ、水一杯のくみおきは初期消火の心がけ。

◎愛煙家の皆さんへ

火事の大半がたばこの吸いがらの不始末による火災であり、たばこのみの非難もてきびしくなっています。寝たばこ等は是非やめましょう。

◎野焼、輪知焼は是非火入許可を（経済課）まで。

無断火入は、森林法二十一条で罰せられます。



児童扶養手当と

児童手当

問。最近の新聞紙上等で「児童扶養手当」「特別児童扶養手当」「児童手当」という言葉を見ます。これらの三つの言葉は、どこが違うのでしょうか。あるいは同じなのでしょうか、わかり易く解説してください。

答。一、児童扶養手当

児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない等の児童（義務教育終了前の者）について支給されます。たとえば、父母が婚姻を解消した児童。父が死亡した児童、父の生死が明らかでない児童、父が廃疾の状態にある児童等について支給されるもので、月額四、三〇〇円です。

二、特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に重度の障害があり次のような状態にある二十才未満の児童につき支給されます。支給金額は児童扶養手当と同額の四、三〇〇円です。

1、重度の精神薄弱児童（日常の

生活で常時介護を要する程度の廃疾の状態にあるもの。）

2、重度の精神病等の障害児童（精神分裂病、そううつ病、てんかん等。）

3、重度の身体障害児童

イ、外部障害（身体障害福祉法による障害程度等級表の一級及び二級にほぼ相当します。）

ロ、内部障害（身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活において常時の介護を必要とするもの。）

4、併合障害の児童（身体の機能の障害もしくは病状又は精神の障害が重複するもの。）

以上の対象児童に支給されます。ただし、里子や児童収容施設等に入所している児童は対象になりません。また、児童が公的年金を受けられる時や、公的年金の加算の対象となつているときは支給されません。

三、児童手当

児童手当は、昭和三十七年一月一日から施行されたもので、義務教育終了前の児童三人以上と生計を共にする父（母）に対し、三人目からの児童一人につき四、〇〇〇円が支給されるのです。

春先になると植木、鉢植等、盆栽の手入れが始まる

すでに熊本市内の白川公園で行なわれた植木市も終り、各地であらゆる仕事が始まつた。

本年も又昨年に引続き、市原商工会主催の植木品評会が皆さんの目を楽しませてくれることでしょう。



転宅先では
すぐ電気が使えます

春とあれば、新学や転勤など何かとあわただしくなつてきますが、転宅先きでは、すぐに電気が使えるようになっていきます。このように、リモーターのつまみをあげると電気がつきまでするので、すぐに「電気使用申込書」を九州電力へお送り下さい。

また、ご転宅なさる時は、電料金の精算を行いますので、転宅日の一二日前までに、九州電力へお知らせ下さい。

◎おめでとうございます

後藤 法之輔 志津下

一月十二日

松崎 俊志 下町二

一月十二日

大塚 竜一 波居原下

一月十一日

橋本 恵 志賀瀬

一月十七日

藤里 浩二 矢ヶ部

一月十五日

黒川 恭子 滝の口

一月二十五日

佐藤 修 小田

二月一日

金丸 勝寛 陣内

二月一日

佐藤 真理子 扇上

二月六日

高橋 周二 田の原

二月五日

◎おくやみ申し上げます

河津 ヨシエ 松の木

一月十九日

矢野 タヨ 樋の口

一月二十二日

橋本 ヨシエ 志童子

一月二十二日

佐藤 善市 竹の熊

二月十四日